

クロマトグラフィー科学会会則細則

第1章 事務局

第1条 (事務局の所在)

本会事務局を下記に置く。

〒400-8511 山梨県甲府市武田 4-3-11

山梨大学大学院総合研究部工学域物質科学系 植田研究室内

TEL: 055-220-8552/FAX: 055-220-8547

第2章 会員

第2条 (入会手続)

第1項 本学会に入会を希望する者は、本会所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、事務局へ提出しなければならない。

第2項 学生会員の入会申し込みには正会員1名の紹介を要する。

第3条 (会員資格の取得)

第1項 入会申込者は、理事会の承認があり、所定の会費を納めたときから、会員となることができる。

第2項 学籍を離れた学生会員は、次年度より正会員となるものとする。この場合入会手続きは必要としない。

第3項 65才を過ぎた元役員は理事会の推薦がある場合は顧問になることができる。

第4条 (退会手続)

第1項 本学会からの退会を希望する者は、本会所定の退会申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局へ提出しなければならない。ただし、除籍、除名、資格停止により本会会員の資格を喪失する者については退会手続きの必要はない。

第2項 本学会からの退会には推薦者の了承を必要とする。

第3章 会費

第5条 (会費・会費の徴収)

第1項 本会年会費を次の通りとする。

1. 正会員 6,000円。

2. 学生会員 2,000円。

第2項 年会費の納入は、複数年分を前納することを妨げない。ただし、前納した期間に年会費の改定がある場合には差額は追加納入または返済によって精算を行うものとする。

第3項 名誉会員および顧問については会費を徴収しない。

第6条 (会費の返却)

本会会員が退会届を提出し、理事会が承認した場合でも、前納した会費は返還しない。

第7条 (寄付)

第1項 寄付等の申し出があるとき、理事会の議を経てこれを受領することができる。

第2項 年額30,000円以上の寄付金を納めた個人または団体は、納入年度の本会維持会員とする。

第4章 会務の分掌

第8条 (会務の分掌細則)

第1項 科学会議およびシンポジウムに関する事項は、それぞれ理事会が選出した世話人に分掌し、世話人を長とする科学会議またはシンポジウム実行委員会が実務に当たる。これに関する庶務は事務局長が補佐する。

第2項 予算、決算、金銭・物件の出納管理、一般会計に属する事項は会計担当理事がこ

- れを掌する。
- 第3項 学術刊行物および会誌の編集に関する事項は会誌担当理事がこれを掌する。
- 第4項 褒賞に関する事項は褒賞担当理事がこれを掌する。
- 第5項 一般庶務に関する事項は事務局長がこれを掌する。
- 第6項 その他本会の活動に必要な会務を理事に分掌することができる。
- 第7項 本会の会員から、本会の趣旨に添った活動を積極的に進めるための具体的な活動計画が提示された場合、会長は理事会の議を経て、これを会務として専門委員等に分掌することができる。
- 第9条 (専門委員会の種類・運営)
- 第1項 第9条において分掌された本会会務の実務を遂行するため下記の専門委員会を設置する。
- 常置専門委員会
 - 1. 会誌編集委員会
 - 2. 褒賞委員会
- 特定専門委員会は次の通りとする。
- 1. 科学会議実行委員会
 - 2. シンポジウム実行委員会
- 第2項 会誌担当理事は会誌編集委員会の長となる。
- 第3項 褒賞担当理事は褒賞委員会の長となる。

第6章 謝礼

第10条 (謝礼)

本会は、講演者、寄稿者、その他必要と認められる者に対し、理事会の議を経て、所定の限度内で謝礼を贈呈することができる。謝礼の上限は別に定める。

第11条 (必要経費の支出)

本会は、会務活動に際し要した会員の支出に対し、理事会の議を経て、実費程度を支弁することができる。

付則

第12条 本細則施行に必要な規定は、理事会においてこれを定める。

1989年1月1日実施
1995年1月1日改定
2000年1月1日改定
2004年1月1日改定
2008年1月1日改定
2012年1月1日改定
2020年1月1日改定
2026年1月1日改定